

障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担の比較

障害福祉サービス

障害者総合支援法（介護給付）

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 重度訪問介護 ● 行動援護
- 同行援護 ● 療養介護
- 重度障害者等包括支援
- 短期入所（ショートステイ）
- 生活介護 ● 施設入所支援

障害者総合支援法（訓練等給付）

- 共同生活援助（グループホーム）
 - 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
 - 就労移行支援
 - 就労継続支援（A型・B型）
- ### 障害者総合支援法（相談支援）
- 計画相談支援 ● 地域移行支援
 - 地域定着支援

児童福祉法（障害児通所支援）

- 医療型児童発達支援
 - 児童発達支援
 - 放課後等デイサービス
 - 保育所等訪問支援
- ### 児童福祉法（相談支援）
- 障害児相談支援

利用者負担は10%。ただし、世帯の収入状況に応じて負担上限月額が設定されている。

所得区分		世帯収入状況		利用者負担上限月額
生活保護		生活保護受給世帯		0円
低所得		市民税非課税世帯		
一般1	障害児	市民税所得割が 28万円未満	通所施設、居宅サービス利用者	4,600円
			入所施設利用者	9,300円
一般1	障害者	市民税所得割が 16万円未満	通所施設、居宅サービス利用者	9,300円
			入所、グループホーム利用者	37,200円
一般2	障害児	市民税課税世帯で、一般1以外		37,200円
	障害者			

世帯の範囲について

障害児	通所施設、居宅サービス利用者、入所施設利用者（17歳まで）	保護者の属する住民基本台帳での世帯
障害者	入所利用者（18歳～19歳まで）	
		上記以外

地域生活支援事業

- 日常生活用具給付事業
- 移動支援サービス事業
- 訪問入浴サービス事業
- 障害者タイムケア事業
- 障害児自立サポート事業

日常生活用具の利用者負担は10% 他の事業は5%
ただし、市民税非課税世帯は利用負担無し。

事業名	利用者負担等
日常生活用具給付	10%
移動支援サービス	5% 個別にひと月の利用(限度)時間を設定
訪問入浴サービス	5% 概ね週2回
障害者タイムケア	5% 年間300ポイント（300時間）まで
障害児自立サポート	5% 年間500ポイントまで 日中 : 1時間=1ポイント 夜間・早朝 : 1時間=1.5ポイント 外出 : 1時間=2ポイント